

公立大学法人奈良県立医科大学と明日香村との  
地域医療連携事業実施に関する協定書

(目的)

第1条 公立大学法人奈良県立医科大学（以下「甲」という。）と明日香村（以下「乙」という。）は、予防医学及び健康づくりの分野で連携することで、明日香村民（以下「村民」という。）の健康寿命の延伸、慢性疾患の減少及び医療費削減等を図り、医学・看護学の発展と健やかに安心して暮らせる村づくりを推進するため、甲乙共同で地域医療連携事業を実施する。

(事業の概要)

第2条 甲及び乙が実施する地域医療連携事業は、次のとおりとする。

- (1) 新たな健康診断システムの構築を通じた村民の健康意識の向上を図る事業
- (2) 認知症に対する正しい知識の普及と地域の見守り体制の構築を図るための各種教室等を通じた認知症予防対策事業
- (3) その他前二号に掲げる事業に関連する事業

(推進体制)

第3条 甲及び乙は、前条に規定する事業を行うに際し、甲乙双方の関係職員等で構成する全体協議会及び実務担当者会議等を必要に応じ設置するものとする。

(情報管理)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の推進において、互いの保有する個人情報、秘密情報を開示する必要がある場合は、開示された情報を適正に管理し、漏洩の防止に努めなければならない。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は協定締結の日より平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の前月末日までに、相手方に対し協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合、同一内容により本協定を1年間更新し、その後も同様とする。

(解除)

第6条 甲又は乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面による通知を行うことにより、本協定を解除することができる。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有するものとする。

平成24年7月23日

(甲) 奈良県橿原市四条町840番  
公立大学法人 奈良県立医科大学

理事長

(乙) 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地  
明日香村

村長

吉岡 章

森川 裕一